

別紙１：補助対象経費の内容

１．事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）	(1) 車両総重量１２トン以下の旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量３．５トン超２０トン以下の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキを取得する事業 (2) 車両総重量１２トン以下の旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量３．５トン超２２トン以下の事業用貨物自動車（貨物運送の用に供する牽引自動車（第５輪荷重を有するものに限る。）のうち、車両総重量が１３トンを超えるものを含む。）に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置を取得する事業 (3) 車両総重量５トン超１２トン以下の旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量３．５トン超２０トン以下の事業用貨物自動車に係る車両安定性制御装置を取得する事業 (4) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）に係るドライバー異常時対応システムを取得する事業 (5) 車両総重量３．５トン超の事業用貨物自動車（貨物運送の用に供する牽引自動車（第５輪荷重を有するものに限る。）のうち、車両総重量が１３トンを超えるものを含む。）に係る先進ライトを取得する事業 (6) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量３．５トン超の事業用貨物自動車に係る側方衝突警報装置を取得する事業 (7) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）に係る統合制御型可変式速度超過抑制装置を取得する事業	以下に例示する経費 ○衝突被害軽減ブレーキ取得費 ○ふらつき注意喚起装置取得費 ○車線逸脱警報装置取得費 ○車線維持支援制御装置取得費 ○車両安定性制御装置取得費 ○ドライバー異常時対応システム ○先進ライト ○側方衝突警報装置 ○統合制御型可変式速度超過抑制装置

２．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （運行管理の高度化に対す	以下の機器を取得する事業 (1) デジタル式運行記録計	以下に例示する経費 (1) デジタル式運行記録計

る支援)	(2) 映像記録型ドライブレコーダー	○デジタル式運行記録計に係る車載器取得費 ○デジタル式運行記録計に係る事業所用機器取得費 (2) 映像記録型ドライブレコーダー ○映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器等取得費 ○映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラ取得費 ○映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器取得費 (上記機器は、国土交通大臣が別途選定した機器とする。)
------	--------------------	--

3. 事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 (過労防止のための先進的な取り組みに対する支援)	以下の機器を取得する事業 (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器 (2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 (3) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 (4) 運行中の運行管理機器	以下に例示する経費 (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費 (2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費 (3) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器取得費 (4) 運行中の運行管理機器取得費 (上記機器は、注2の要件を満たしたものであり、国土交通大臣が別途選定した機器とする。)

4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 (社内安全教育の実施に対する支援)	事故防止コンサルティングの活用事業	以下に例示する経費 ○国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングの活用に係る経費

注1) 用語の定義

- ・デジタル式運行記録計に係る車載器・・・運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器
- ・デジタル式運行記録計に係る事業所用機器・・・運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器
- ・映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器・・・加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時刻、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器
- ・映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラ・・・強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影するカメラ及び当該装置と車載器本体を接続する一連の機器
- ・映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器・・・車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器

注 2) 補助対象経費

要 件	項 目	内 容 ^{※1}
(1) ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費	遠隔地における点呼時の疾病、疲労、睡眠不足等の確認 遠隔地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録 データの保存	・営業所設置型端末^{※2}及び携帯型端末^{※3}又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末^{※4}のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を動画で随時確認できること ・上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること ・運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した運転者の動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること ・営業所用端末に上記測定結果（酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低1年間保存できること
(2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費	運転者の疲労状態の測定及び記録 運転者ごとのデータの管理 運転者に対する疲労状態の通知	・運行中における運転者の疲労状態を生体信号（心拍等）や車両挙動により常時測定し、記録できること ・運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること ・運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること
(3) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器取得費	運転者の睡眠状態等の測定及び記録 運転者ごとのデータの管理	・休息期間における運転者の睡眠状態又は基礎疾患等を生体信号（心拍等）により常時測定し、記録できること ・運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること
(4) 運行中の運行管理機器取得費	瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等 運転者ごとの集計 自動車運送事業者による運行状況の確認 運転者に対する運行状況の通知	・国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間等が記録されること ・運転者ごとに記録されたデータから運転者の拘束時間、運行距離、運転時間等の、改善基準告示遵守状況を確認できる集計表（日・週・月ごと等）等を作成できること ・日時、事業用自動車の位置及び運行速度、運転者の運行距離及び運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること ・連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有して

	安全運転診断	いること
	クラウド型サービスの利用	・法定速度を参考に予め設定した事業用自動車の速度、急加減速、急発進及び急停車等を診断できる機能を有していること ・インターネットによるクラウド型サービス等を受けるための契約を行い、そのための接続環境を整備していること

※1 内容・・・これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画通信機能を有するものに限る。）に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。

※2 営業所設置型端末・・・運転者が所属する営業所に設置した装置。

※3 携帯型端末・・・運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置。

※4 遠隔地設置型端末・・・運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置。

ふらつき注意喚起装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、運転者の低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたふらつき注意喚起装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、自動車製作者が設定した規定車速以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、ふらつき注意喚起に必要な情報が収集可能な、装置のアクティブ状態を指す。

3. 機能要件

- (1) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起すること。
- (2) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

4. 表示装置

装置は、運転者席に故障状況を表示するものであること。

5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。
 - ①装置が故障により作動しない場合
 - ②装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置により居眠り運転などの防止が可能と誤解されないよう注意すること）
- (4) その他使用上の注意

車線逸脱警報装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、運転者の意図しないレーン逸脱時による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたレーン逸脱警報装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、規定車速 60km/h 以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、レーン逸脱警報装置のアクティブ状態を指す。
- (3) 装置は、ISO17361Annex A に規定されている日本国内のレーン種別を認識可能であること。
- (4) 装置は、ドライバーによる意図的なレーンチェンジを検出した場合など警報不要と想定される状態においては、警報しなくても良い
- (5) 装置は、直線路及び曲線路にて作動するものとする。

3. 機能要件

- (1) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。
- (2) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が 30cm 以内に警報を発生させなければならない。
- (3) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも 2 つ以上を用いて、運転者が容易に理解できるものであること。

4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (1) 装置のアクティブ状態を運転者に表示する機能を持つ
- (2) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。
 - ① 装置が故障により作動しない場合
 - ② 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも逸脱防止の警報が可能と誤解されないよう注意すること）

側方衝突警報装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、右左折又は出会い頭時の自転車等との事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられた側方衝突警報装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者に対し、自車の右左折、車線変更、又は交差点への進入の際に、作動するものとする。
- (2) 装置は、車両停止中および走行中に作動しなければならない。
- (3) 装置は、運転者席の反対側（左側）の側方を対象とする。また、運転者席側（右側）の側方、左前方、右前方を対象とすることもできる。
- (4) 検知する障害物は、走行中の自転車とし、それ以外に停止中の自転車、歩行中又は停止中の歩行者、走行中又は停止中の車両、静止障害物を対象とすることもできる。
- (5) 装置は、誤った情報提供、及び警報は最小限に抑えなければならない。
- (6) 装置は、運転者による中断手段を提供してもよい。また、本装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものとする。

3. 機能要件

- (1) 装置は、左折、右折、車線変更、又は交差点へ進入する際に、運転者に対して、自車周辺の障害物との衝突の危険を知らせる装置である。
- (2) 情報提供は、運転者への障害物の存在を報知する。警報は、車両と運転者操作の情報を使って衝突の可能性を予測し、障害物との衝突の危険性が高い場合に、運転者に対して即座に適切な行動・操作を促す。
- (3) 情報提供、及び警報は、視覚的、聴覚的、触覚的の何れか、またはこれら組合せによって運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できなければならない。

4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (1) 装置のアクティブ状態もしくはオフ状態を運転者に表示する機能を持つ
- (2) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

- ① 装置が故障により作動しない場合
- ② 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置のシステムに故障が発生した場合、運転者が認識する手段を有すること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも側方衝突の警報が可能と誤解されないよう注意すること）
- (4) その他使用上の注意